

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年8月10日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市徳山駅前賑わい交流施設及び周南市立徳山駅前図書館

2 指定管理者となる団体の名称

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

所在地 大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号

3 指定の期間

供用開始日から平成35年3月31日まで

(参 考)

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の概要

1 会社概要

- (1) 名 称 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
- (2) 所 在 地 大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号
- (3) 代 表 者 代表取締役社長兼CEO 増田 宗昭
代表取締役副社長兼COO 武田 宣
- (4) 資本金等 27,037百万円(2016年3月31日現在)

2 沿 革

- 1983年 3月 大阪府枚方市に「蔦屋書店枚方店」を創業
- 1985年 9月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社設立
- 1986年 6月 日本出版販売(株)と業務提携
- 2003年10月 共通ポイントサービス「Tポイント」開始
- 2013年 4月 武雄市図書館・歴史資料館(佐賀県武雄市)の指定管理者として運営開始
- 2014年 4月 海老名市立図書館(神奈川県海老名市)の指定管理者として運営開始(図書館流通センターと共同)
- 2015年10月 海老名市立中央図書館リニューアルオープン
- 2016年 3月 多賀城市立図書館(宮城県多賀城市)の指定管理者として運営開始

3 事業概要

「カルチュア・インフラを、つくっていくカンパニー」をブランドステートメントとして掲げ、書店事業を中心としたエンタテインメント事業、Tポイントを中心としたデータベース・マーケティング事業のほか数々のネットサービスや新たなプラットフォームサービスを企画し、それらのプラットフォームを通じて新しいライフスタイルの提案を行っている。

4 事業内容(グループ会社含む。)

- (1) 生活提案プラットフォームの企画・インキュベーション事業
- (2) 生活提案の場としての「TSUTAYA」の企画及びFC展開事業

- (3) 出版、映像、音楽制作・企画等エンタメ分野におけるSPA事業
- (4) データベースマーケティング事業